

副本

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 ほか265名


被告 国 ほか1名

第5準備書面

平成26年4月30日

水戸地方裁判所民事第2部 御中


被告国訴訟代理人


岩 淵 正 樹 


被告国指定代理人


伊 藤 清 隆 

山 本 剛 


陶 山 敦 司 




















中 野 恭 介 

山 田 一 哉 

中 島 伸一郎 

森 脇 聡 巳 

東海林 岳 史 

吉	永	浩	介	
宮	本	昌	平	
酒	井	英	樹	
皆	川	征	治	
戸	部	恵	子	
鶴	園	孝	夫	
武	田	龍	夫	
泉		雄	大	
依	田	圭	司	
堀	口		晋	
松	原	崇	弘	
青	山	大	介	
新	垣	琢	磨	
伊	藤	彩	菜	
鋌	持	尚	太	
山	形	浩	史	
村	田	真	一	
足	立	恭	二	
荒	川	一	郎	

忠	内	巖	大	宮本
小	林		勝	宮本
渡	邊	桂	一	宮本
牧	野	祐	也	宮本
桐	原	大	輔	宮本

目 次

第1 本件無効確認の訴えにおける被告会社の経理的基礎に関する原告らの主張が失当であること	5
1 はじめに	5
2 無効確認訴訟における処分の違法事由の主張制限（行訴法10条1項の趣旨の類推）	6
3 本件無効確認の訴えにおいては、行訴法10条1項の趣旨の類推により、原告らが被告会社の経理的基礎に係る主張をすることができないこと	8
(1) 原告適格を基礎づける規定以外の処分の根拠規定の違法は行訴法10条1項により主張をすることができないこと	8
(2) 平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号のうち経理的基礎に係る部分は、原子炉設置許可処分無効確認訴訟における第三者の原告適格を基礎づけないこと	10
(3) 小括	12
4 結論	13
第2 本件義務付けの訴えにおける原告らの主張の位置づけについて	13
1 原告らの主張	13
2 設置法による原子炉等規制法の改正	13
3 原告らの主張の位置づけが不明確であること	14
(1) 改正原子炉等規制法43条の3の23に基づく請求について	14
(2) 電気事業法40条に基づく請求について	15

被告国は、本準備書面において、原告らの平成25年6月27日付け準備書面(2) (以下「原告ら準備書面(2)」という。)に対する反論として、本件無効確認の訴えにおける被告会社の経理的基礎に関する原告らの主張が失当であること(後記第1)を主張する。また、本件義務付けの訴えにおける原告らの主張の位置づけが不明確であること(後記第2)について指摘する。

なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。

ただし、従前、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号。以下「設置法」という。)附則17条の施行による改正後の原子炉等規制法を「改正原子炉等規制法」と定義していたが、本書面以降、設置法附則18条の施行によっても、本件で問題となる条文の条名、項番号、号名並びに条、項及び号の各内容に変更はないので、同条の施行による改正後の原子炉等規制法を「改正原子炉等規制法」と定義する。また、従前、設置法による改正前の原子炉等規制法を単に「原子炉等規制法」と定義していたが、本書面以降、これを「平成24年改正前原子炉等規制法」と定義し、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」と定義することとする。

第1 本件無効確認の訴えにおける被告会社の経理的基礎に関する原告らの主張が失当であること

1 はじめに

原告らは、被告会社が「『原子炉の運転』に必要な経理的基礎を欠くに至り、その再建が不可能である場合には、設置時にさかのぼって許可処分が無効であると解するべきである。」と主張する(原告ら準備書面(2)第1の1(3ページ))。この主張は、本件設置許可処分の無効事由として、設置許可基準である平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号のうち経理的基礎に係る部分の要件該当性の欠如を主張するものと解される。

しかしながら、以下のとおり、被告会社の経理的基礎に係る主張は、本件無効確認の訴えとの関係では、行訴法10条1項の趣旨の類推により、原告らはその違法を主張できないものであり、失当である。

2 無効確認訴訟における処分の違法事由の主張制限（行訴法10条1項の趣旨の類推）

(1) 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができないとされているが（行訴法10条1項）、無効確認訴訟には、これを準用する旨の規定はない（同法38条参照）。

しかしながら、行訴法10条1項は、無効確認訴訟にも類推されるというべきである。その理由は、次のとおりである。

取消訴訟は、判決によって違法な行政作用を排除し、もって公益に資することを目的とするものではなく、行政庁の違法な処分によって自らが被っている権利利益の侵害を排除し、もって自己の権利利益の救済を図ることを目的とする主観訴訟である。したがって、取消訴訟において原告が主張し得るのは全ての違法事由ではなく、自己の法律上の利益に関係のあるものに限られるべきであって、それに関係のない主張を許すことは、取消訴訟の趣旨に反する。行訴法10条1項は、この当然のことを規定したものとされる（杉本良吉・行政事件訴訟法の解説40ページ、南博方＝高橋滋編・条解行政事件訴訟法〔第3版補正版〕291ページ参照）。

一方、無効確認訴訟もまた主観訴訟であって、行政庁の処分によって原告自身の被っている、あるいは被るおそれのある権利利益の侵害の救済を目的とする点で取消訴訟と異なるところはない。そうすると、無効確認訴訟においても、自己の法律上の利益と関係のない違法事由の主張を認める理由はない。

また、取消訴訟においても処分の違法事由として無効事由を主張し得ることは争いがなく、この場合には当然行訴法10条1項の規定が適用される。そうであれば、たまたま出訴期間を経過したことにより無効事由のみを主張して争われることになったとしても、同じ主観訴訟に属する取消訴訟と無効確認訴訟とで、同条項についての取扱いを異にする理由はない（園部逸夫編・注解行政事件訴訟法469ページ参照）。

なお、行訴法38条において無効確認訴訟に準用されていない取消訴訟の規定であっても、例えば、裁量処分の無効確認訴訟に係る最高裁判所昭和42年4月7日第二小法廷判決（民集21巻3号572ページ）や、無効確認訴訟における事情判決に係る大阪高等裁判所昭和61年2月25日判決（判例時報1199号59ページ）などのように、裁判例によってその趣旨が類推される例が存在する。

以上のとおり、行訴法10条1項の規定は取消訴訟が主観訴訟であることの当然の帰結であるから、同じく主観訴訟に属する無効確認訴訟にも当然その規定の趣旨が類推されると解すべきである。

- (2) この点につき、福井地方裁判所平成12年3月22日判決（判例時報1727号33ページ）は、高速増殖炉もんじゅに係る原子炉設置許可処分無効確認等請求事件において、「無効確認訴訟について行訴法10条1項を準用する規定はない。しかし、同項の実質的根拠は、取消訴訟が、行政庁の違法な行政処分によって自らが被っている権利利益の侵害を排除し、自己の権利利益の救済を図ることを目的とする主観訴訟であることから、取消訴訟において原告が自己の法律上の利益に関係しない主張を許すことは、取消訴訟の性質に反する結果になることにある。一方、無効確認訴訟は、（中略）行訴法36条が、無効確認訴訟の原告適格を有する者を『当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律

上の利益を有する者』と限定していること，右『法律上の利益を有する者』は同法9条（引用者注：平成16年法律第84号による改正前の行訴法。）の『法律上の利益を有する者』と同趣旨と解されることからすれば，取消訴訟と同様，行政庁の処分によって原告自身の被っている権利利益の侵害の救済を目的とする主観訴訟と解されるから，自己の法律上の利益と関係のない違法事由の主張を認める理由はなく，同法10条1項は無効確認訴訟にも類推適用されると解するのが相当である。」と判示している（同訴訟の控訴審判決である名古屋高等裁判所金沢支部平成15年1月27日判決・判例タイムズ1117号89ページ以下においても同判断は維持されている。）。

(3) したがって，行政庁の処分に存する違法のうち，原告の権利利益を保護する趣旨で設けられたのではない法規に違背したにすぎない違法については，当該処分の要件に係る違法の主張であっても，「自己の法律上の利益に関係ない違法」である以上，無効事由として主張することは許されない。

3 本件無効確認の訴えにおいては，行訴法10条1項の趣旨の類推により，原告らが被告会社の経理的基礎に係る主張をすることができないこと

(1) 原告適格を基礎づける規定以外の処分の根拠規定の違法は行訴法10条1項により主張をすることができないこと

原告らは，いずれも本件設置許可処分を申請した者ではなく，本件設置許可処分の本来的効果によって権利利益が侵害される者ではない。

このことは，原告らにおいても，本件無効確認の訴えにおける原告らの原告適格について，原子炉施設の周辺住民の原告適格について判示したもんじゅ最高裁判決に依拠して主張しており，自認しているといえる（訴状28ないし31ページ。）。)

このように処分の本来的効果によっては原告の権利利益が侵害されな

い場合に、原告がこのような処分について取消訴訟の原告適格を有するのは、根拠法規が原告の個別具体的な利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課している場合である。そうすると、原告適格を基礎づける根拠規定とは、まさに法が予定している原告の権利利益を保護する趣旨を含む規定ということになる。他方、原告適格を基礎づける規定以外の処分の根拠規定は、当該処分による原告の権利利益に対する影響を全く考慮していない規定、すなわち、原告の権利利益を保護する趣旨を全く含まない規定であるということになる（司法研修所編・改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究191ないし193ページ）。

この点、最高裁判所平成元年2月17日第二小法廷判決（民集43巻2号56ページ）は、飛行場周辺に居住する住民が原告となり、運輸大臣が航空会社に付与した定期航空運送事業免許の取消しを求めた事案について、航空法101条1項3号の免許基準には飛行場周辺住民が航空機騒音によって著しい障害を受けないという利益を個別的利益として保護する趣旨が含まれているとして、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる飛行場周辺住民の原告適格を認めたものである。同判決は、「申請に係る事業計画に従って航空機が航行すれば、当該路線の航空機の航行自体により、あるいは従前から当該飛行場を使用している航空機の航行とあいまって、使用飛行場の周辺に居住する者に騒音障害をもたらすことになるにもかかわらず、当該事業計画が適切なものであるとして定期航空運送事業免許が付与されたときに、その騒音障害の程度及び障害を受ける住民の範囲など騒音障害の影響と、当該路線の社会的効用、飛行場使用の回数又は時間帯の変更の余地、騒音防止に関する技術水準、騒音障害に対する行政上の防止・軽減、補償等の措置等との比較衡量において妥当を欠き、

そのため免許権者に委ねられた裁量の逸脱があると判断される場合がありうるのであって、そのような場合には、当該免許は、申請が法（引用者注：航空法）101条1項3号の免許基準に適合しないのに付与されたものとして、違法となるといわなければならない。」と判示した。その反面、原告らが、①運輸大臣が告示された供用開始期日の前から飛行場の変更後の着陸帯B及び滑走路Bを供用したのは違法であり、このような状態において付与された免許は法（引用者注：航空法）101条1項3号の免許基準に適合しない、②飛行場の着陸帯A及びBは非計器用であるのに、運輸大臣はこれを違法に計器用に供用しており、このような状態において付与された本件の免許は上記免許基準に適合しない、③本件の免許は、当該路線の利用客の大部分が遊興目的の韓国ツアーの団体客である点において、同項1号の免許基準に適合せず、また、当該路線については、日韓航空協定に基づく相互乗入れが原則であることにより輸送力が著しく供給過剰となるので、同項2号の免許基準に適合しない、などと主張した違法事由について、いずれも自己の法律上の利益に関係のない違法であると判示した。上記判決は、原告らの主張した違法事由がなぜ自己の法律上の利益に関係のない違法であることになるのかを具体的に述べてはいないが、周辺住民に原告適格を認めた根拠との関係で見れば、原告らの騒音障害とは無関係の違法事由であることがその理由であると考えられる（前掲改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究193ページ）。

(2) 平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号のうち経理的基礎に係る部分は、原子炉設置許可処分無効確認訴訟における第三者の原告適格を基礎づけないこと

そして、もんじゅ最高裁判決は、高速増殖炉もんじゅに係る原子炉設置許可処分無効確認等請求事件において、平成24年改正前原子炉等規

制法 24 条 1 項 3 号（技術的能力に係る部分に限る。）及び 4 号の趣旨について、「原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。」とした上、「右の 3 号（技術的能力に係る部分に限る。）及び 4 号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故（引用者注：重大な原子炉事故）等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」と判示した（傍点は引用者）。このように、もんじゅ最高裁判決は、無効確認訴訟における周辺住民の原告適格を基礎づける根拠規定を、取消訴訟の場合と同様、平成 24 年改正前原子炉等規制法 24 条 1 項 3 号（技術的能力に係る部分に限る。）及び 4 号に限定している。

他方、同法24条1項3号のうち経理的基礎に係る部分の趣旨は、原子炉の設置には多額の資金を要することに鑑み、原子炉設置者には原子炉の設置、運転をするに足りる十分な資金的裏づけがあることを要することとし、これを欠いた場合には事業遂行の基礎そのものを失い、ひいては原子力利用の計画的遂行を阻害するおそれもあることから、このような事態を生じさせないようにすることを担保する点にある。したがって、この要件は、原子炉施設の周辺住民の個別的利益の保護を目的としたものではなく、原告らの法律上の利益とは関係のない規定である。

そうすると、同法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号は周辺住民の原告適格を基礎づける根拠規定であるから、これらの規定に違反する違法は自己の法律上の利益に関する違法であるが、他方、同項1号、2号及び3号のうち経理的基礎に係る部分の違法は自己の法律上の利益に関係のない違法ということになる（前掲改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究193、194ページ）。

(3) 小括

以上のとおり、本件無効確認の訴えについての原告らの原告適格は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号に基礎づけられているのであるから、同項3号のうち経理的基礎に係る部分の違法は、自己の法律上の利益に関係しない違法として主張できない。

なお、この点につき、柏崎・刈羽原子力発電所原子炉設置許可処分取消訴訟に係る東京高等裁判所平成17年11月22日判決（訟務月報52巻6号1581ページ）も、「同項（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項）3号のうち、経理的基礎があることを要件とした趣旨は、原子炉の設置には多額の資金を要することにかんがみ、原子炉設置許可申請者の総合的経理能力及び原子炉設置のための資金計画

を審査することにしたものであって、直接的には原子炉施設の周辺住民等の個人的権利・利益を具体的に保護する趣旨を含まないものである。したがって、規制法（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法）24条1項1号、2号、及び3号のうち経理的基礎に係る部分は、控訴人ら（引用者注：一審原告ら）の法律上の利益に関係しないものであるから、控訴人らは、これらの規定に違反することを理由に本件処分（引用者注：原子炉設置許可処分）の取消しを求めることはできない。」（同1879ページ）と判示している。

4 結論

以上によれば、本件無効確認の訴えにおいて、原告らは、行訴法10条1項の趣旨の類推により、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号のうち経理的基礎に係る違法事由を主張することはできない。

したがって、原告らの被告会社の経理的基礎に関する主張は失当である。

第2 本件義務付けの訴えにおける原告らの主張の位置づけについて

1 原告らの主張

原告らは、被告国に対し、本件義務付けの訴えにおいて、電気事業法40条及び改正原子炉等規制法43条の3の23に基づき、被告会社に対する本件原子炉施設の使用停止命令をすることの義務付けを求めている（訴状第2章第2（33ないし36ページ））。

ただし、原告らが本件訴訟を提訴した平成24年7月31日当時、設置法は施行されておらず、改正原子炉等規制法43条の3の23も施行されていなかった（設置法附則17条、附則1条4号）。

2 設置法による原子炉等規制法の改正

平成25年1月10日付け被告国答弁書（以下「被告国答弁書」という。）第2の2(7)（15ないし18ページ）で主張したとおり、設置法附則1

7条により、改正原子炉等規制法43条の3の23が新設された（平成25年7月8日施行）。

他方、電気事業法40条は、設置法附則40条により改正され、規定自体は維持されたが、主務大臣に変更があった（平成24年9月19日施行）。すなわち、本件原子炉施設を含む電気事業法106条1項に規定する原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「原子力発電工作物」という。）に関する事項については、主務大臣が、「経済産業大臣」から「原子力規制委員会及び経済産業大臣」とされた（電気事業法113条の2第1項1号）。

3 原告らの主張の位置づけが不明確であること

(1) 改正原子炉等規制法43条の3の23に基づく請求について

改正原子炉等規制法43条の3の23第1項は、原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、又は、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができると規定している。他方、経理的基礎については、同法43条の3の6第1項2号において設置許可基準の一つとされてはいるが、同号の基準に適合していないことは同法43条の3の23第1項に規定する使用停止等処分の要件とはされていない。

そして、同法43条の3の6第1項4号は、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合することを発電用原子炉の設置許可基準と

して規定している。また、同法43条の3の14は、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないことを規定している。

ここで、同法43条の3の6第1項4号にいう原子力規制委員会規則とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（乙Bア第3号証、平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）である。また、同法43条の3の14にいう原子力規制委員会規則とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（乙Bア第4号証、平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）である。

そうすると、原告らが同法43条の3の23第1項に基づく使用停止等処分が発令の義務付けを求めるには、少なくとも、原告らにおいて、本件原子炉施設が上記各法条及び各規則のどの条項に適合しないのかについて具体的な主張を明らかにする必要がある。

(2) 電気事業法40条に基づく請求について

原告らは、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令が発令の義務付けを求めている。しかし、被告国答弁書第2の2(4)ないし(7)（11ないし18ページ）で主張したとおり、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に事後的に問題が判明した場合であっても、同条に基づく技術基準適合命令を発令するという仕組みは採られていないことや、改正原子炉等規制法43条の3の23が新設されて施行されたことからすれば、原告らの主張に適合するのは電気事業法40条に基づく請求ではなく改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく請求であると解される。

仮に、電気事業法40条に基づく請求を維持するとすれば、原告らは、

その主体を「経済産業大臣」と主張しているが（訴状第2章第2の1(2)（34ページ））、前記2のとおり、同条の主体は原子力規制委員会と経済産業大臣の共管とされており、共管の場合には連名で権限行使されることが一般的であり、経済産業大臣が単独で同条に基づく技術基準適合命令の発令の権限を有すると解するのは相当ではない。また、原告らにおいて、本件原子炉施設が発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（乙Bア第5号証，省令62号。）のどの条項に適合していないのかについて具体的な主張を明らかにする必要がある（ただし、同条に基づく請求が訴訟要件を欠き、不適法なものであることは、被告国答弁書第2において述べた本案前の答弁の理由のとおりである。）。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 水戸地方裁判所平成24年（行ウ）第15号

東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸ほか265名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
原子炉等規制法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5	第5準備書面で略称及び基本用語を変更
被告会社	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
本件原子炉	東海第二原子力発電所原子炉	〃	〃	
本件原子炉施設	本件原子炉及び附属施設	〃	〃	
本件設置許可処分	本件原子炉の設置許可処分	〃	〃	
本件無効確認の訴え	本件原子炉の設置許可処分の無効確認の訴え	〃	〃	
行訴法	行政事件訴訟法	〃	〃	
本件義務付けの訴え	本件原子炉施設の一時使用停止命令を発令することの義務付けの訴え	〃	6	
訴訟要件①	非申請型義務付けの訴えの「一定	〃	〃	

	の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り」との要件			
訴訟要件②	非申請型義務付けの訴えの「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」との要件	〃	〃	
本件差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	〃	7	
後段規制	設計及び工事の方法の認可以降の規制	〃	8	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）	〃	9	
技術基準適合命令	電気事業法40条に基づく、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用の制限の命令	〃	11	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条の施行後の原子炉等規制法	〃	15	第5準備書面から基本用語を変更
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23に基づき、発電用原子炉施設	〃	17	

	の使用の停止, 改造, 修理又は移 転, 発電用原子炉の運転の方法の 指定その他保安のために必要な措 置を命ずること			
原告ら主張①	基準地震動の策定が妥当でない旨 の原告らの出張	〃	2 1	
原告ら主張②	津波の想定が不十分である旨の原 告らの主張	〃	2 1	
耐震設計審査 指針	発電用原子炉施設に関する耐震設 計審査指針 (平成18年9月19 日原子力安全委員会決定)	〃	2 2	
安全設計審査 指針	発電用軽水型原子炉施設に関する 安全設計審査指針 (平成2年8月 30日原子力安全委員会決定)	〃	2 4	
福島第一発電 所事故	平成23年3月11日, 東京電力 福島第一原子力発電所における原 子炉事故	〃	3 3	
国会事故調査 報告書	国会における第三者機関による事 故調査結果についての報告書	〃	3 4	
安全評価審査 指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評 価に関する審査指針	〃	5 9	
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃 料物質その他原子核分裂をさせた 核燃料物質	第1準備書面	1 1	
審査会	原子炉安全審査会	〃	1 2	
伊方最高裁判	最高裁平成4年10月29日第一	〃	1 4	

決	小法廷判決			
もんじゅ最高裁平成17年判決	最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決	〃	16	
最高裁昭和48年判決	最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決	〃	28	
もんじゅ最高裁判決	最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決	〃	30	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告	第2準備書面	13	
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1990年勧告	〃	〃	
本件申請書	昭和46年12月付け東海第二発電所原子炉設置許可申請書	〃	18	
本件許可申請	昭和46年12月21日、被告会社がした本件原子炉の設置許可申請	〃	〃	
本件安全審査	本件許可申請についての原子力委員会及び原子炉安全専門審査会による原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号に関する審査	〃	20	
被告国第2準備書面	平成25年7月2日付け被告国の第2準備書面	第3準備書面	5	
本件安全審査書	昭和47年11月17日付け「日本原子力発電株式会社東海第二発	〃	〃	

	電所の原子炉の設置に係る安全性 について」			
昭和39年立 地審査指針	原子炉立地審査指針（昭和39年 5月27日原子力委員会決定）	〃	6	
昭和45年安 全設計審査指 針	「軽水炉についての安全設計に関 する審査指針について」（昭和4 5年4月23日原子力委員会決定）	〃	〃	
原研	日本原子力研究所	〃	9	
原電	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	〃	〃	
大崎証言	東京高等裁判所昭和60年（行コ） 第68号事件における証人大崎順 彦の証言	〃	11	
浜田証言	水戸地方裁判所昭和48年（行ウ） 第19号事件における証人浜田達 二の証言	〃	43	
被告国第3準 備書面	平成25年10月10日付け被告 国の第3準備書面	第4準備書面	5	
昭和35年科 学技術庁告示	「原子炉の設置、運転等に関する 規則等の規定に基づき、許容被爆 線量等を定める件」（昭和35年 9月30日科学技術庁告示第21 号）	〃	6	
気象手引	原子炉安全解析のための気象手引	〃	〃	
内田証言	水戸地方裁判所昭和48年（行ウ） 第19号事件における証人内田秀	〃	〃	

	雄の証言			
線量目標指針	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	〃	〃	
昭和50年ECCS安全評価指針	「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針について」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	〃	21	
昭和53年安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針について」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)	〃	22	
児玉証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人児玉勝臣の証言	〃	22	
原告ら準備書面(2)	平成25年6月27日付け原告らの準備書面(2)	第5準備書面	5	
設置法	原子力規制委員会設置法	〃	〃	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法	〃	〃	答弁書から基本用語を変更
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	〃	〃	答弁書から略称を変

				更
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合	〃	〃	答弁書から略称を変更
被告国答弁書	平成25年1月10日付け被告国の答弁書	〃	13	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	〃	14	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号)	〃	15	
技術基準規則	実用発電用原子炉施設の技術基準に関する規則 (平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	〃	15	